

知的財産による競争力強化専門委員会（第一回）への意見

平成 19 年 8 月 30 日

委員 渡部俊也

本委員会の最初のテーマとして「分野別の知財戦略の策定」が取り上げられる予定と伺っております。知的財産制度を分野別に制定することは難しいのにも関わらず、分野別に知財戦略を議論する必要がある背景の第一としては、科学技術政策の検証という視点があると思います。1995 年以降、科学技術基本法・基本計画に基づき重点 4 分野に投下された巨額の投資を、今まさしく知的財産として国の競争力に結び付けていなければならないわけですが、果たして現在の状況はどうなのか、これを分野毎に検証し不十分であればこれをしっかり進められる戦略をもたなければならない、という観点があると思います。

また第二番目にあげられることとしては、同一の知財制度の影響、特にイノベーション誘発に関する影響が、技術分野毎に異なることがあると思われます。この点について少し補足させていただくと、知財制度の分野別の影響力の相違については、今日では少なからず文献が参照できますが、私の認識ではそれほど古くからしっかりとした議論があったわけではなく、例えば Robert P. Merges & Richard R. Nelson ON THE COMPLEX ECONOMICS OF PATENT SCOPE Columbia Law Review, Vol.90 (May, 1990) p.839-916 などがかなり初期の文献ではなかったかと思います。

この論文では、特許クレームの広さが産業発達へ与える影響が技術分野ごとに異なる理由として、技術革新のパターンが技術分野毎に異なることをあげています。例えば機械産業や半導体など重畳的に発達する技術分野と、化学の物質発明のような非連続な発達が見られる技術分野では、広すぎる特許クレームが、後続する発明を促す競争を阻害する可能性が高いとしています。その後、発明からのリターン大きさ、発明の価値、後続する研究開発投資などについて、分野別の相違に言及した研究結果が多くの研究者から示され、知財制度が産業発展に与える影響においては、分野の影響が大きいことは実証的にも明らかとなっています。その結果、特許権のイノベーションへのインパクトが大きい分野では、独占的排他権を最大限活用するビジネスモデルが多く利用されますし、逆にインパクトの小さい分野では、パテントプールやクロスライセンスなどの知財の集合的利用が頻繁に利用されることなどが説明できます。

もっともそのような研究結果を待つまでもなく、実務者にとっては技術分野が相違すれば、知財戦略がまったく変わってしまうというのは常識であったかと思います。そのような現象が最も顕著に現れやすいのがライフサイエンス分野ではなかったかと思います。試験研究方法の特許権、およびリサーチツールの特許権問題などはその典型であり、総合科学技術会議の知的財産専門調査会においては、この問題を別途 WG などに取り上げて議論がなされておりますが、これがわが国の分野別知財戦略のはしりであったと思われます。

そういう意味では、現在まで提案され策定された知的財産戦略の各項目を注意深く見ると、特定分野においてより重要な施策であるというものも少なくなく、提案時には特定分野の事例を念頭に政策が形成されたのではないかというのが見られます。逆に言うと、

その施策がより効果を発揮すると想定される分野があるわけですから、分野を特定しないで施策を実施しても、効果が限定されてしまうケースもあるのではないかとと思われるのです。その意味で、まず行うべきこととしては、すでに策定された従来の知財戦略の各項目について、特定分野との関係が深いものや作用が異なる可能性を抽出整理し、当該分野でその施策が実効をあげているかどうかを検証することは必要と思われます。

私自身はナノテク・材料分野が最も自然科学系の専門に近いですが、このような目で従来の知財戦略推進計画を見ますと、創造、保護、活用のそれぞれの領域に、いくつかナノテク・材料分野として議論すべき、あるいは検証すべきテーマがあることに気づきます。これら具体的な議論すべき内容については、プロジェクト発足などの後、意見を述べさせていただければと思います。

いずれにしても、何故分野毎に議論を行わなければならないのか、その目的や、分野ごとの作用が異なるメカニズムを理解し共有したうえで、これらの作業に当たることは、意味のあることであると期待しております。

ただその際、このような議論を行う上で必要なデータが、しばしば欠落していることにも気づきます。これは我々大学の研究者もよく考えなければならないことです。具体的な例をひとつ申し上げれば、ナノテク・材料分野の特許においては、機能クレームやパラメータクレーム、用途発明などで保護を試みるケースが他分野より多いと思われますが、その頻度等定量的なデータは見当たりません。我々のところでは、方法の特許数が各分野でどのように変化しているかを調べたことがありますが（米国出願のみ）、このようなデータは、実はあまり取られていないのが現状です。今回のテーマは分野別「戦略」を立案することですが、そのための基礎的情報で不足な点があれば、今後取得をする努力をする必要があると思います。

最後に、分野全般に関わる話として専門委員制度に関してコメントさせていただきたく存じます。平成 16 年に専門委員制度が導入されました。技術専門家の知見を訴訟手続きのなかで十分生かしていただければ、良い効果が期待できると考え、社団法人日本知財学会などを通じて多くの技術系専門家の推薦に協力してまいりました。技術分野毎に適切な裁判が行われるため、それぞれの技術的知見の活用のシステムは重要であるわけで、その効果は気になるところです。現状、専門委員に任用されている大学研究者などに伺う限り、裁判所からの期待や重責を感じ、業務に関しては、かなりの負担となっているという意見が多いようです。それにもかかわらず、今のところ技術専門家のボランタリーな協力が得られているために、この任用が継続できているという状態であると認識しております。

実際にこの制度が、当初の期待通りの効果を上げていると考えられ、今後も継続していくのであれば、負担に見合った程度に、大学等の研究機関が業績として評価することなども検討するべきではないかと考えております。少なくとも現在は、技術系大学教員が専門委員に任用されても、大学内では単なる兼業として処理されるのみで、業績評価にはまったくつながりません。その意味で、この専門委員制度については、そろそろユーザーなどにも意見を伺い総合的な評価を行うことを検討し、必要であれば今後の制度維持のための施策を考えるべきと思われます。